

## 指定代理請求特約の指定代理請求人の指定範囲を拡大

2016年5月2日より「指定代理請求特約」の指定代理請求人の指定範囲を拡大いたします。

指定代理請求特約とは、被保険者が年金受取人である契約において、あらかじめ年金受取手続きの代理人を指定しておくことができる特約です。事故や病気等で年金受取人が年金請求の意思表示ができないときに、あらかじめ指定した代理人の方（指定代理請求人といいます）が年金受取人に代わって年金請求手続きを行うことができます。

当該特約をより一層ご活用いただく観点から、指定代理請求人にご指定いただける範囲に関して、「3親等内の親族」については、同居または生計を一にしていなくても指定代理請求人にご指定いただけることといたしました。

### 「指定代理請求特約」の改定のポイント

- 指定代理請求人としてご指定いただける範囲を拡大しました。

改定前	改定後
(1)年金受取人の配偶者	(1)年金受取人の配偶者
(2)年金受取人の直系血族	(2)年金受取人の直系血族
(3)年金受取人の兄弟姉妹 (兄弟姉妹がいないときは甥姪)	(3) <u>年金受取人の3親等内の親族</u>
(4)年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族	

上記、改定前(4)の「3親等以内の親族」については、これまでは同居または生計を一にしていることが条件でしたが、当該条件をなくし、同居または生計を一にしていなくても指定代理請求人にご指定いただけるようになりました。

今般の範囲拡大につきましては、上記変更日以前のご契約につきましても適用されます。

### <お問い合わせ先>

当該特約の中途付加をご希望される場合のご連絡、その他お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さまから以下の当社「お客さまサービスセンター」までお電話いただきますようお願い申し上げます。

#### 【お客さまサービスセンター】

フリーダイヤル： 0120-81-8107 (通話料無料)

受付時間： 月～金(祝日・年末年始を除く) 9～17時

以 上